



認知症初期集中支援チームを設置しました

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期に関わり、適切な診断とサービスにつなげる認知症初期集中支援チームを設置しました。

Q 認知症初期集中支援チームとは？

A 医療や介護の専門職がチームを組み、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に聞き取りなどを行いながら、早期に支援の方向性を検討し、本人や家族の自立生活を支援します。



Q どんな人が対象なのですか？

A 40歳以上で、自宅で生活している認知症の人や認知症が疑われる人で、次のいずれかに該当する人が対象です。

- ・認知症の診断を受けていない
- ・病院を受診していない
- ・介護サービスなどを利用していない
- ・医療・介護サービスなどを利用しているが、認知症の症状が強く、対応に苦慮しているなど

Q どこに相談すればよいのですか？

A 市役所の高齢者福祉課、または市内5カ所にある最寄りの高齢者相談センターに相談してください。

高齢者福祉課 ☎0848・67・6055

佛通寺文化財講演会

とき 21日(日)10時

ところ 本郷生涯学習センター

講演① 日本庭園の見方と

西日本の庭園の魅力

講師 日本庭園研究家 西

桂さん



▲西桂さん

講演② 中国地方の伝雪舟庭園

講師 佛通寺文化財等調査委員会委員 多々

良美春さん

定員 100人(申し込み先着順)

参加費 300円

申し込み 12日(金)までに郵送またはフアク

スで①住所②名前を文化課(〒723-0014 城町一

丁目2番1号 ☎0848・64・9234 ☎0

848・67・5912)へ

野菜作りを始めてみませんか！



やさ農業塾

とき 4月～来年3月の月1回程度(平日)

ところ 市内の公共施設やJAなど

内容 講義や実習による野菜栽培の基礎講座

対象 市内在住で出荷をめざす人

定員 20人

※申し込み多数の場合、受講経験のない人を優先して抽選。

受講料 5,000円(教材・資料費)

申し込み 26日(金)までに、申込書(提出先、市ホームページに用意)を農林水産課または各支所へ

野菜づくり講習会 受講料無料

とき・ところ 16日(火)=久井就業構造改善センター(久井支所東側)、17日(水)=本郷生涯学習センター

※時間は13時30分～15時30分。

内容 今年の菜園計画と準備、基礎知識の講習

※希望者は直接、会場へ。

市民農園の利用者を募集

利用期間 4月～来年3月

募集農園・区画数 ①本郷ふれあい農園第2農園=3区画②小坂市民農園=12区画

対象 市内在住で農家ではない人

使用料 ①2,000円②12,000円

申し込み 2月29日(月)までに申込書(提出先、市ホームページに用意)を農林水産課または各支所へ

農林水産課(市役所本庁5階) ☎0848・67・6077



2月16日(火)～3月15日(火)

市県民税申告・確定申告はお早めに

申告を忘れると、各種証明書などの発行や国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなることがあります。申告会場は午前中が大変混雑しますので、比較的空いている午後の来場をお勧めします。



市県民税の申告

平成28年度の市県民税は、平成27年中の所得金額や控除額に基づき、平成28年6月から課税されます。

所得税の確定申告をした場合、市県民税の申告は必要ありません。

申告が必要な人 平成28年1月1日現在、市内に住民登録があり、平成27年中の状況が次のいずれかに該当す

る人

- ① 事業所得(営業・農業など)や不動産所得があった人
- ② 保険の一時金や配当所得、個人年金などの所得があった人
- ③ 給与所得者で年末調整をしていない人
- ④ 複数の給与所得や給与所得以外の所得があった人
- ⑤ 給与・公的年金の源泉徴収票に記載された控除内容に追加や変更がある

人

- ⑥ 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受けた人
- ※⑤や⑥の申告をすることにより、市県民税が減額になる場合があります。申告に必要な物 印鑑、源泉徴収票、社会保険料・国民年金などの支払証明書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、医療費の領収書、収入・必要経費が分かる書類(事業・不動産所得者)など

所得税の確定申告

● 所得税の確定申告会場を開設

とき 2月16日(火)～3月15日(火)

(土・日曜日を除く)9時～16時

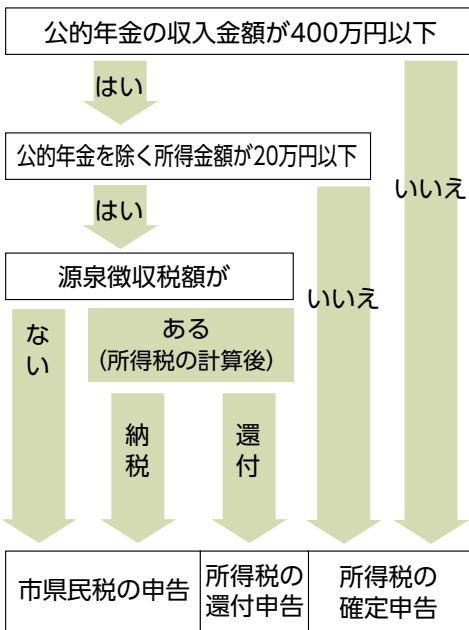
※還付申告は2月15日(月)以前でも行えます。

ところ 三原税務署(宮沖二丁目)

● 国税庁ホームページでの申告書作成が便利で簡単

- ・ 24時間利用できます
 - ・ 税額などが自動計算されます
 - ・ 作成した確定申告書などは印刷し、郵送などで提出できます
- 問い合わせ先 三原税務署(☎0848・62・3131)

年金所得者の皆さん、申告の種類を確認してください



※株式などの損失を翌年に繰り越す場合などは、所得税の確定申告が必要です。

税の無料相談会

とき ①2月14日(日)10時～16時②2月20日(土)・21日(日)10時～16時

ところ ①大和文化センター②フジグラン三原

内容 ①農業所得者・年金受給者・給与所得者の確定申告相談②年金受給者・給与所得者の確定申告・相続税・贈与税などの相談

用意する物 印鑑、確定申告書、源泉徴収票、健康保険料などの支払証明書、生命保険料などの控除証明書、医療費の領収書、集計表、前年度の確定申告書の控え

問い合わせ先 中国税理士会三原支部 弓場さん (☎0848・63・3246)

市県民税課 ☎0848・67・6031

市県民税の申告会場と日程

本郷会場 (9時~16時)			三原会場 (9時~16時)				
と き	対 象 地 域	と ころ	と き	対 象 地 域	と ころ		
2月	16日(火)	臺沼上、臺沼下、松原東、松原西	本郷支所別館	16日(火)	旭町、古浜、東町、館町	サン・シープラザ 3階 ※できるだけ公共交通機関、またはペアシティ三原西館5階駐車場(1時間無料)を利用してください。 ※港町パーキング、JR三原駅新幹線口駐車場(駅西側高架下)を利用の人には、1時間無料券を渡します。	
	17日(水)	三田上、三田下、広井、福礼、杉臼、見川、安宗		17日(水)	城町、本町、港町		
	18日(木)	常円寺、楽音寺、小舟木上、小舟木下、才崎		18日(木)	西町、宮沖		
	19日(金)	尾原上、尾原中、尾原下、日名内上、日名内下		19日(金)	宮浦		
	22日(月)	花園、免開、郷原、下畑駒原、亀津、川西上、川西下、金売		2月	22日(月)		円一町、糸崎、糸崎南
	23日(火)	上中筋上、上中筋下、下中筋上、下中筋下、兼広、中之谷、雇用促進住宅		23日(火)	木原、駒ヶ原町、西宮、中之町南		
	24日(水)	堂谷、鷺谷、養老、清兼、清井、佐用		24日(水)	中之町一~三丁目		
	25日(木)	片側東、片側西、菅、平坂東、平坂西、姥ヶ原、芋堀		25日(木)	中之町四~九丁目		
	26日(金)	上谷、本谷、畑、正広ヶ丘		26日(金)	頼兼、西野、貝野町		
29日(月)	後谷、錦泉、中筋、今井谷、門出谷、入野地、日山地	29日(月)	田野浦、明神				
3月	1日(火)	原市、茅ノ市、宮地川、上組、下組、なしわ促進住宅、梅菅園	3月	1日(火)	青葉台、宗郷、登町、沖浦町		
	2日(水)	一丁目~六丁目、三次通、駅前、大正通		2日(水)	皆実、和田		
	3日(木)	ふもと、宮迫、片山、上片山、下片山、塔ノ岡、城山		3日(木)	須波、須波西、須波ハイツ		
	4日(金)	中岡、南中岡、東下岡、西下岡、河崎、河崎住宅、東河崎、西河崎		4日(金)	深町、小坂町		
	7日(月)	江良、余井、木々津、三百、粒良、砂原、後粒良		7日(月)	長谷、沼田、新倉、八幡町		
	8日(火)	一丁目、東本通第1~第8、木々津沖		8日(火)	沼田東町(七宝・本市・納所・末広)		
	9日(水)	本郷地域全域		9日(水)	沼田東町(片島・釜山・末光・両名)		
	11日(金)			10日(木)	小泉町、沼田西町		
	14日(月)			11日(金)	幸崎能地		
15日(火)	14日(月)		高坂町、鷺浦町、幸崎久和喜、幸崎渡瀬				
		15日(火)	三原地域全域				

大和会場 (9時~16時)			久井会場 (9時~16時)			
と き	対 象 地 域	と ころ	と き	対 象 地 域	と ころ	
2月	16日(火)	下福田、行広	2月	16日(火)	筋原、吉田	久井就業構造改善センター 2階
	17日(水)	下中、細		17日(水)	江木	
	18日(木)	河頭、広石		18日(木)	下津	
	19日(金)	上中、安国寺、多田		19日(金)	泉	
	22日(月)	平坂、姥ヶ原		22日(月)	和草	
	23日(火)	横郷、東側、王子原、箱川		23日(火)	羽倉(32~42組)	
	24日(水)	仲沖、和木原、郷ノ原、和木団地		24日(水)	羽倉(43組~)	
	25日(木)	棕梨上区		25日(木)	坂井原(1~9組)	
	26日(金)	棕梨3区、黒谷		26日(金)	坂井原(10組~)	
29日(月)	草井1・2区	29日(月)	山中野			
3月	1日(火)	大具、藏宗、棕梨4区	3月	1日(火)	小林、土取	
	2日(水)	大原、上市、中市、沖市、下市		2日(水)	久井地域全域	
	3日(木)	前原、後側、三育		4日(金)		
	4日(金)	深見、末貞、安田		7日(月)		
	7日(月)	萩原3~5区		11日(金)		
	8日(火)	福田、萩原1区		14日(月)		
	9日(水)	萩原2区、篠上、篠下		15日(火)		
	10日(木)	前兼、信影、津久				
	11日(金)	秋郷、光永、後谷				
14日(月)	大和地域全域					
15日(火)						



表1 原動機付自転車や二輪車など

種別			税率(年額)	
			平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	総排気量	50cc以下	1,000円	2,000円
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
		20cc超～50cc以下(ミニカー)	2,500円	3,700円
軽二輪		125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪		250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円	2,000円
	その他		4,700円	5,900円

1・2
軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車税の税率を変更します。(表)

軽自動車税の税率を変更します

税制改正により、平成28年4月から

軽自動車税の税率を変更します。(表

表2 三輪と四輪以上の軽自動車

種別			税率(年額)		
			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

自動車所有している人に課税されます。廃車や変更の届出は3月末までに行なってください。

※最初の新規検査とは、車両番号の指定のない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査です。

表3 一定の環境基準を満たす三輪と四輪以上の軽自動車

種別			軽課税率(年額)		
			電気自動車・天然ガス自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリッド車	
		基準1 ※2		基準2 ※3	
軽三輪			1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

※1 電気自動車と天然ガス自動車は平成21年排出ガス規制適合、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量を低減。

※2 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減、かつ平成32年度燃費基準+20%達成。貨物:平成17年排出ガス基準75%低減、かつ平成27年度燃費基準+35%達成。

※3 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減、かつ平成32年度燃費基準達成。貨物:平成17年排出ガス基準75%低減、かつ平成27年度燃費基準+15%達成。

環境性能に応じたグリーン化特例
平成28年度から、低排出ガスや燃費性能に優れた車両にグリーン化特例(軽課)が適用されます。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初

の新規検査を受け、一定の環境性能を備えた軽自動車は次の税率が適用されます。(表3)

市民税課

0848・676030